

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、タクシー運転手として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、タクシー乗務中に交差点において赤信号で停車中、後続車に追突され（以下「本件事故」という。）、負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、本件事故により耳鳴りが生じたとしてD医院に受診し、「両感音難聴、両耳鳴症」と診断された。また、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで、E接骨院にて療養を継続した。

請求人はこれらの療養のうち、C病院における同年〇月〇日までの治療費については、本件事故の相手方が加入する自動車保険から支払いを受けた。

請求人は、同年〇月〇日以降のC病院における療養、D医院における療養及びE接骨院における療養について、監督署長に対して療養補償給付の請求（これら3種の請求を併せて、以下「本件請求」という。）をしたところ、監督署長は、同年〇月〇日以降にかかる請求については療養の必要性が認められず、また、本件請求のうち、「両感音難聴、両耳鳴症」にかかる請求については、本件事故との因果関係が認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人からの本件請求に対し、これらを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否か、及び、請求人に発症した「両感音難聴、両耳鳴症」が業務上の事由によるものであると認められるか否か、にある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人に発症した「頰椎捻挫、腰椎捻挫」及び「両感音難聴、両耳鳴症」について、以下に検討する。

(1) 頰椎捻挫及び腰椎捻挫について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日現在、腰痛、左頰部の突っ張る感じ、足先の冷えなどの訴えがあり。初診時には神経症状なし、投薬加療のみ。療養の必要性は医学的には特にはないが、本人希望あり。治療期間については、本人がよければいつでも終了。」と述べている。

(2) また、G院長は、平成○年○月○日の監督署からの電話照会に対し、通院当初の施術について、「血行促進を目的とした温熱療法、超音波療法を中心に行っている。急性期に対する施術は行っていない。」とし、「被災から半年経過しているため、慢性期にあったといえ、そのとおりだと思う。」と述べている。

(3) さらに、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日及び平成○年○月○日撮像のMRIにて頰椎及び腰椎に特に異常な

く、担当医の病名については妥当と考える。頰椎捻挫及び腰椎捻挫は通常3か月程度、長くとも6か月程度で症状は定常化するため、その時期をもって症状固定として治療を終了するのが一般的である。」と述べている。

(4) 以上の医師の意見からみて、平成〇年〇月以降、請求人の「頰部捻挫、腰椎捻挫」については、既に急性症状はなく慢性化しており、請求人の訴えにより当該慢性症状に対する対症療法が行われているに過ぎないとみられるものであり、当審査会としても、同年〇月〇日をもって症状固定としたものと判断する。

(5) 次に、両感音難聴及び両耳鳴症について、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「両病名と本件事故との関連は疑われるが定かではない」と述べ、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「本件事故との因果関係の有無を断定するのは困難である」と述べている。

以上のように、請求人の両感音難聴及び両耳鳴症について、本件事故との因果関係を認める客観的な医学的所見は得られていないことから、当審査会としても、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。